

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和四年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（航空重力測量）

二 測量の地域 奈良県全域

三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで